
平成26年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成26年3月19日(水)

1. 議事日程第5号

平成26年3月19日(水) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 追加議案の上程
 - 第 3 町長の提案理由の説明
 - 第 4 追加議案の質疑
 - 第 5 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 6 討論
 - 第 7 採決
 - 第 8 総合運動公園調査検討特別委員会の廃止について
 - 第 9 議員派遣について
 - 第10 委員会の継続審査の付託について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 日程第 2 追加議案の上程
 - 日程第 3 町長の提案理由の説明
 - 日程第 4 追加議案の質疑
 - 日程第 5 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 日程第 6 討論
 - 日程第 7 採決
 - 日程第 8 総合運動公園調査検討特別委員会の廃止について
 - 日程第 9 議員派遣について
 - 日程第10 委員会の継続審査の付託について
-

出席議員（16名）

1 番	宿 利 忠 明	2 番	大 谷 徹 子
3 番	石 井 龍 文	4 番	廣 澤 俊 幸
5 番	中 川 英 則	6 番	尾 方 嗣 男
7 番	菅 原 一	8 番	河 野 博 文
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	清 藤 一 憲	12 番	宿 利 俊 行
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	大 蔵 順 一	議事係 長	小 野 英 一
-------	---------	-------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	河 島 公 司
まちづくり 推 進 課 長	麻 生 太 一	環 境 防 災 課 長 兼 基 地 対 策 室 長	藤 林 民 也
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福 祉 保 健 課 長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建 設 水 道 課 長 兼 公 園 整 備 室 長	平 井 正 之
農 林 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	商 工 観 光 振 興 課 長	村 木 賢 二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	人 権 同 和 啓 発 セ ン タ ー 所 長	山 本 五 十 六
教 育 総 務 課 長	穴 本 芳 雄	学 校 教 育 課 長	米 田 伸 一
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 わ ら べ の 館 館 長	湯 浅 詩 朗	行 政 係 長	石 井 信 彦

上 程 議 案

議案第39号 平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の使用は禁止されていますので、ご協力願います。

なお、報道機関取材のため、テレビ撮影などの申し込みがありましたので、これを許可しております。

また、本日は広報掲載、議会だより掲載のための写真撮影の申し込みもありましたので、これを許可しております。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について（議会運営委員長報告）

○議 長（高田修治君） 日程第1、日程の変更について、議会運営委員長に協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長松本義臣君。

○議会運営委員長（松本義臣君） 皆さん、おはようございます。

3月19日、町長より追加議案の申し出がありましたので、本日9時より議会運営委員会を開催いたしました。その協議結果について報告をいたします。

議案第39号の平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）について、執行部より説明をいただき、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。

その結果、追加議案第39号は、年度末を控え喫緊を要する案件であり、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程、質疑、討論、採決までお願いいたしたいと思っております。

どうかよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議結果の報告を終わります。

○議 長（高田修治君） ただいま議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめお手元に配付されています変更日程表のとおり行うことに決し

ました。

日程第2 追加議案の上程

○議長（高田修治君） 日程第2、追加議案の上程を行います。

議会運営委員会委員長の報告のように、議案第39号については、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程及び議案質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第39号は上程することに決しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

大蔵事務局長。

○議会事務局長（大蔵順一君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第39号 平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）について。

以上であります。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（高田修治君） 日程第3、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） おはようございます。

それでは、本日ご提案いたしました議案第39号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号は、平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）でございます。

お手元の議案集1ページをお開きください。

一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,464万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ91億4,440万6,000円といたすものでございます。

今回の補正の内容は、2月の大雪による被災農業者への支援対策に3,822万6,000円、地域の元気臨時交付金基金積み立ての増額といたしまして3,642万2,000円、以上2件を追加するための予算計上となっております。

3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入につきましては、15款国庫支出金は、地域の元気臨時交付金の追加により3,990万5,000円の増額となり、補正後の額は14億8,635万8,000円でございます。

4ページをお開きください。

16款県支出金は、農林業施設雪害復旧緊急支援事業費の県補助金2,660万6,000円の増額となり、補

正後の額は10億8,042万2,000円でございます。

19款繰入金は、農林業施設雪害復旧緊急支援事業費の町負担分を財政調整基金より繰り入れるもので、813万7,000円の増額となり、補正後の額は4億3,609万5,000円でございます。

7ページをお開きください。

歳出につきましては、6款農林水産業費は、農林業施設雪害復旧緊急支援事業分といたしまして3,822万6,000円の増額となり、補正後の額は6億6,057万7,000円でございます。

8ページをお開きください。

13款諸支出金は、地域の元気臨時交付金基金積み立ての追加分といたしまして3,642万2,000円の増額となり、補正後の額は1億7,720万1,000円でございます。

9ページをご覧ください。

第2表繰越明許費は、農林業施設雪害復旧緊急支援事業を平成26年度に繰り越すものでございます。

12ページをお開きください。

歳出、2款総務費、8款土木費及び11款災害復旧費につきましては、平成25年度の事業費の確定に伴い、財源振り替えを行ったものでございます。

以上が、議案第39号、平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）の提案理由でございます。

ご審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 追加議案の質疑

○議長（高田修治君） 日程第4、追加議案の質疑を行います。

議案第39号、平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

日程第5 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第5、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長菅原 一君。

○総務常任委員長（菅原 一君） おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成26年第1回玖珠町議会定例会において総務常任委員会に審査の付託を受けました議案4件につ

いて、3月6日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第4号 辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更について

本案は、平成24年6月に議決した辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画（平成24年度から平成28年度までの5カ年）の一部を変更するため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第5号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成22年9月に議決した玖珠町過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度までの6カ年）の一部を変更するため、過疎地域自立促進計画特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第6号 玖珠町行政組織条例の一部改訂について

本案は、大型事業の終了及び分掌事務の変更により組織の改編が必要なため、玖珠町行政組織条例の一部を改訂するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第7号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改訂について

本案は、環境省への職員派遣に伴い、人事院規則に基づき地域手当に係る条例を整備するため、玖珠職員の給与に関する条例の一部を改訂するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案4件につきまして、審査の結果報告を終わります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 今、委員長報告にありました4番の項、議案第7号。環境省への職員派遣に伴いということですが、何のために環境省に職員を派遣するのか、期間はどのくらい必要なのか、派遣することによって効果はどのような効果があるかということについて質疑をしたかお尋ねいたします。

○議 長（高田修治君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） 当日の総務常任委員会の中では、今、繁田議員さんがおっしゃるような部分でのものはありませんでした。

以上です。

○議 長（高田修治君） 15番 繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 委員長報告は、そういった質疑は出ませんでしたということではありますが、せめて、今言いましたように目的と効果と期間ぐらいいは委員会の中できちっと押さえるべきだと思いますが、今後十分注意をするようにしてください。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 委員長、訂正をお願いします。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（菅原 一君） 今、委員会報告の中で、文面が、3番目、4番の部分について「一部改訂」となっておりますが、「改正」、それぞれ「改正について」ということで修正をお願いいたします。

以上です。

○議長（高田修治君） これで、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） 産業建設常任委員会報告。

平成26年第1回玖珠町議会定例会において産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案9件、陳情1件について、3月6日、執行部出席のもと、全員で審査をした結果を報告します。

1 議案第11号 玖珠町都市公園条例の一部改正について

本案は、4月1日から施行する総合運動公園野球場及び塚脇街区公園の完成に伴い、施設を追加する改正です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第16号 玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について

本案は、平成26年3月で指定管理契約が終了するに伴い、伐株山憩いの森の指定管理者を指定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第17号 玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について

本案は、平成26年3月で指定管理契約が終了するに伴い、立羽田農産物共同販売施設の指定管理者を指定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第18号 玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について

本案は、平成26年3月で指定管理契約が終了するに伴い、立羽田農産物加工施設の指定管理者を指定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第19号 玖珠町有機センターの指定管理者の指定について

本案は、平成26年3月の指定管理契約の終了に伴い、玖珠町有機センターの指定管理者を指定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第20号 玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定について

本案は、平成26年3月で指定管理契約が終了するに伴い、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者を指定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第21号 玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について

本案は、平成26年3月で指定管理契約が終了するに伴い、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者を指定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第22号 宇戸農畜産物加工施設の指定管理者の指定について

本案は、平成26年3月で指定管理契約が終了するに伴い、宇戸農畜産物加工施設の指定管理者を指定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第23号 東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について

本案は、平成26年3月で指定管理契約が終了するに伴い、東奥山農産物共同販売施設の指定管理者を指定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 陳情第2号 志免町所有蒸気機関車購入に関する陳情書

本陳情は、福岡県志免町所有蒸気機関車を豊後森機関庫へ移転並びに蒸気機関車保存整備する事業実施の陳情です。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案9件、陳情1件につきまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番 秦です。

陳情第2号であります。

この森機関庫への移転によるその費用等については何かありましたか。お話を何か。どのくらいかかるか。

○議長（高田修治君） 常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） 執行部よりその点もお聞きしました。検討といいますか、質問

をして聞いたんでございますが、一応1,000万から1,200万相当かかるのではなからかと、まだ試算勘定はしていないが、ほぼそのぐらいかかるであろうという見解でございます。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） こんにちは。

文教民生常任委員会報告を行います。

平成26年第1回玖珠町議会定例会において文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案5件について、3月6日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第9号 玖珠町使用料条例の一部改正について

本案は、総合運動公園の野球場の完成により、玖珠町使用料条例の一部を改正するものであると執行部より説明がありました。

委員より、九重町の使用料では町内の小中学生が使用するときは無料という部分があるが、玖珠町も子育て支援、人材づくりという面からも無料化という措置ができないかと質問がありました。

執行部より、他市町を調査したことや、玖珠町では行財政改革を推進中であること、また、ほかの町施設等の使用料についても関係するので、無料にするには玖珠町使用料条例全体を考えなければならないとの回答がありました。

委員会としては、子育て、人づくりからも小中学生の町内施設利用の無料化に取り組むよう、執行部で早期に検討すべき課題として提言を行うこととしました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第10号 玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の条項を引用する関係条例について所要の規定整備を行うため、条例の一部を改正するものであると説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第12号 玖珠町社会教育委員条例の制定について

本案は、社会教育法の改正に伴い、玖珠町社会教育委員の委嘱の基準を定める条例の全部を改正するものであると説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第13号 玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の制定について

本案は、社会教育法の改正に伴い、玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例を制定するものであると説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第15号 玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について

本案は、玖珠町老人福祉センターの管理を行う指定管理者に、社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会会長櫻井哲子氏へ指定したいと説明がありました。

委員より、他の社会福祉法人等に通知等はあったのかと質問がありました。

執行部より、今回は社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会のみであると回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案5件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番 繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 私、勉強不足で大変質問申しわけないんですが、議案第12号、玖珠町社会教育委員条例で、社会教育法の改正に伴い、基準が全部改正となっておりますが、その中身について特に質問はありませんでしたとありますが、中身についてもしおわかりでしたらお知らせを願いたいと思います。

○議長（高田修治君） 委員長。

○文教民生常任委員長（河野博文君） 中身というところですけども、この議案の、第12号の議案書のほうに書いています理由のとおりで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定める必要があるので提出するものであるということで、主にこの点しか説明はしておりません。

○議長（高田修治君） 以上ですか。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 宿利俊行君。

○予算特別委員長（宿利俊行君） 皆さん、おはようございます。

予算特別委員会委員長報告を行います。

平成26年第1回玖珠町定例会において予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第32号から第38号までの7議案について、3月10日、11日の2日間、執行部出席のもと、審査した結果を報告します。

予算特別委員会は、議長を除く（議長はオブザーバー）全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化いたします。

付託された7議案は、平成26年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の当初予算であります。議案ごとに主管課長より概要の説明があり、質疑と審査を行いました。

なお、審査中に平成26年度事業として一般会計予算（7款1項7目17節）に計上している公有財産購入費3,420万円、豊後森機関庫入口の精米所跡地の現地調査を全委員で行いました。

1 議案第32号 平成26年度一般会計予算について

執行部より、平成26年度玖珠町一般会計予算及び平成26年度玖珠町一般会計予算の概要について説明がありました。

予算総額、歳入歳出それぞれ89億4,000万円。前年度比4億3,000万円増（5.1%）。

（1）財源の構成比率、一般財源61.4%、特定財源38.6%。

（2）自主財源比率、自主財源33.4%、依存財源66.6%。

主な歳入。（）内は前年度比及び増減理由。

町税14億7,229万8,000円（1,093万5,000円、法人町民税ほか）。

地方交付税28億5,000万円（△1億3,400万円、地方財政計画で算定）。

国庫支出金12億8,378万2,000円（1億3,588万1,000円、補助金増）。

県支出金9億1,916万1,000円（△1億4,476万6,000円、補助金減）。

繰入金10億8,489万6,000円（6億2,632万6,000円、財政調整基金ほか）。

町債5億2,340万8,000円（慈恩の滝公共駐車場等整備事業ほか）。

主な歳出。（）内は前年度比及び増減理由。

議会費1億2,461万7,000円（△381万1,000円、備品購入ほか）。

総務費16億7,396万3,000円（4億1,559万6,000円、玖珠町グランドデザイン整備事業ほか）。

民生費22億7,619万1,000円（3,154万3,000円、保育士処遇改善ほか）。

衛生費7億1,580万円（△250万6,000円、玖珠九重行政組合負担金ほか）。

農林水産業費7億1,322万5,000円（3,931万2,000円、ほだ木造成緊急支援事業補助金ほか）。

商工費3億4,927万8,000円（△6,167万1,000円、企業立地促進助成金ほか）。

土木費7億2,660万7,000円（7,696万5,000円、御幸団地建替事業ほか）。

消防費3億302万5,000円（△2,107万6,000円、常備消防負担金ほか）。

教育費10億1,807万6,000円（1億264万4,000円、小学校パソコン購入ほか）。

災害復旧費2億1,342万5,000円（△1億6,439万9,000円、豪雨災害復旧事業費ほか）。

公債費 7 億9,508万円（949万1,000円、過疎債、臨時財政対策債の元金償還）。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第33号から37号までの特別会計予算につきまして、いずれも審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第38号 平成26年度玖珠町水道事業会計予算について

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

予算特別委員会に審査の付託を受けました議案7件の審査結果の報告を終わります。

○議 長（高田修治君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第6 討論

○議 長（高田修治君） 日程第6、これより討論を行います。

議案第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

- 議 長（高田修治君） 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

日程第7 採決

- 議 長（高田修治君） 日程第7、これより採決を行います。
- 議案第4号、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
- （起立全員）
- 議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。
- よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定しました。
- 次に、議案第5号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
- （起立全員）
- 議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。
- よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決しました。
- 次に、議案第6号、玖珠町行政組織条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であ

ります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、玖珠町使用料条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、玖珠町都市公園条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、玖珠町社会教育委員条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、玖珠町有機センターの指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、宇戸農畜産物加工施設の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号は、平成26年度玖珠町一般会計予算であります。

議案第32号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号から議案第38号までの6議案は、平成26年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

議案第33号から議案第38号までの6議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第33号から議案第38号までの6議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号、平成25年度玖珠町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めます。

お諮りします。

人権擁護委員候補者に横山弘康君を適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについては、横山弘康君を適任とすることに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情1件について採決を行います。

陳情第2号、志免町所有蒸気機関車購入に関する陳情書についてであります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第2号は、採択することに決しました。

日程第8 総合運動公園調査検討特別委員会の廃止について

○議 長(高田修治君) 日程第8、総合運動公園調査検討特別委員会の廃止について議題といたします。

お諮りします。

総合運動公園調査検討特別委員会の委員長報告にありましたように、総合運動公園調査検討特別委員会に付託した事件について審査が終了いたしましたので、廃止いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、総合運動公園調査検討特別委員会を廃止することに決定いたしました。

日程第9 議員派遣について

○議 長(高田修治君) 日程第9、議員派遣について議題といたします。

今定例会より6月定例会まで、別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査の付託について

○議長（高田修治君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員会及び基地対策特別委員会、中学校統合調査検討特別委員会から、会議規則第75条の規定に基づき、委員会の所管事務について閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査を行うことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、中学校統合調査検討特別委員会は、閉会中においても所管事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 平成26年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

最初に、高校再編に動きがございましたのでご報告申し上げます。

新聞報道によりますと、3月17日に開催されました大分県教育委員会におきまして、平成27年4月に新設する玖珠地域の高校につきましては、現在の玖珠農業高校の校地に一斉統合し、学校規模を普通科3学級と地域産業科1学級の設置を決定したとのことでございます。

県教委は、昨年6月の段階では普通科4学級程度、農業科1学級程度、計5学級程度を計画していましたが、生徒数の減少や近年の志願状況を踏まえて普通科を1学級抑えたとのことでございます。

県立高校ではございますが、両校の本年の入試志願状況にも見られますように、玖珠町といたしましては何らかの対応が必要であると認識しております。今後は、新年度に設置されます大分県の開校準備室と協議を重ねてまいりたいと思っておりますのでございます。

さて、今定例会は、去る3月3日から本日の19日まで17日間の会期でございましたが、議員の皆様方には、年度末の公私ともお忙しい中にもかかわらず、ご出席いただき、ご提案申しあげました平成26年度一般会計当初予算案など議案38件、諮問1件、また本日の追加議案1件につきまして慎重かつ熱心にご審議を賜り、全ての案件にご議決、ご承認をいただいたことにつきまして心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

また、今定例会の予算特別委員会におきましても、議長をオブザーバーといたしまして、全議員で構成する予算特別委員会により、当初予算といたしましては過去最大の規模となる平成26年度当初予算のご審議をいただき、本町が直面するさまざまな課題につきまして熱心なご議論と多くのご意見、ご示唆を賜ったところでございます。

いただきました貴重なご提言、ご意見につきましては、これを真摯に受けとめ、新年度の町政執行に生かしてまいりたいと思っております。

さて、4月からは新たな年度が始まります。町政運営の基本方針の中で申しあげましたが、私自身の2期目のスタートとなります新年度は、これまで以上に町民の皆さんのご意見を拝聴しながら、持続可能な玖珠町の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、何度も申し上げるようですが、さらなる人口減少による減収が予定される中、これまで以上に町民の視点に立ち、公正・公平な公共サービスの実現を目指し、選択と集中による効率的で質の高い行政運営を図ってまいる所存でございます。

次に、年度末における専決処分についてのお願いでございます。

例年のように、国・県補助金などの確定、あるいは年度末の会計の精算などによります補正予算につきましては、必要に応じて専決処分させていただき、次の議会において、その詳細についてご報告申し上げます。年度末における専決処分につきましてはご承知いただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

明後日21日は春分の日でございます。これから春本番となりますが、まだまだ三寒四温と季節の変わり目でございます。

議員の皆さんにおかれましては、ご健康に十分ご留意され、町政の発展のため、ますますご活躍されるようご祈念申し上げ、引き続きご協力をお願い申し上げます。本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（高田修治君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年第1回定例会は、去る3月3日の開会以来、本日まで17日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても終始極めて真剣にご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。

加えて、議会運営にご協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げます。

また、この3月31日付をもちまして定年を迎えられます大蔵事務局長、さらには今季で退職されま

す職員の皆様には、長きにわたり町政発展のために尽力いただき、議会を代表いたしましてお礼を申し上げます。大変長い間お疲れさまでございました。

今後の人生は、健康にご留意されまして、培われた経験を生かし、まちづくりに各段のご協力をお願い申し上げます。

今回、2月に入りまして、久々の大雪でハウス等にも被害が出たところがあるようですが、復旧のための県の補助や町独自の予算措置もできたわけでありますので、一日も早い復興を願うところであります。

3月に入りまして、忘れ雪が降ったものの、幸いにして穏やかな日々が続いております。

平成26年が穏やかな年となり、4月からの新年度が玖珠町にとって実りある年度になりますように切に願うところでございます。

これをもちまして、平成26年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月19日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 宿 利 忠 明

署 名 議 員 繁 田 弘 司